

資料

神戸市立中央図書館所蔵

神戸駐在英國領事館の裁判記録邦訳 (六)

——一八七一年九月より一八七二年一月までの記録——

岩村等

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年七月一七日水曜日

凡例

資料 (1)~(10) [以上第一五号]

(11)~(24) [以上第一六号]

(25)~(42) [以上第一九号]

(43)~(57) [以上第二〇号]

(58)~(63) [以上第二一号]

(69)~(82) [以上本号]

(69) チュン・ヒン対ウィリアム・ホウルズ

Na 53

064

チュン・ヒン

対

ウィリアム・ホウルズ

八ードル六二セントの約束手形訴訟

一方的に、被告は、衡平法にもとづいて弁護することを許可するよう申し入れ、裁判所に八ードル六二セントを預ける。

裁判所による許可が下り、一九日金曜日午前一〇時ちょうど
の審問に対して訴状が提出されるべしと指示された。原告に告知されねばならない。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

一八七二年七月一八日木曜日

チュン・ヒン

対

ウィリアム・ホウルズ

原告は出廷し、八一ドル六二セントを受領すること、日本人
商人和助に三五兩二分を支払うこと、および法廷費用四ドルを
支払うことに同意したので、同一の金額がこれらの条件の下で
支払われるべしと命令された。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(70) バプティスト・レイモンド対(ヘンリー・ペン(-))

No 52

女王陛下の地方裁判所 兵庫

一八七二年七月一九日金曜日

バプティスト・レイモンド 原告は、売却し引き渡した商品の
代金として八七ドル六六セントを
ヘンリー・ペン 請求する。

被告は、訴の提起以前に、支払うことによつて原告の請求に
応じ弁済したと主張する。

バプティスト・レイモンドは正式に宣誓して陳述した。ペン
氏は、一八七一年二月一日に宿泊のために私のところへやっ
てきた。ペン氏の助手であるヤング (Young) 氏も同時にやっ
てきた。彼らは、四月二日まで泊り続けた。ペン氏は、その
時の一部として、彼自身とジョーニイ氏との両方の支払いをし
た。ペン氏とジョーニイ氏の宿泊料として、私に支払われるべき
八七ドル六六セントが残っている。私は、幾度もペン氏に問い
合させた。彼は、金を持っていない、間もなく支払おうと言っ
た。彼は、私に支払わなければならないことを否定はしなかつ
た。

ヘンリー・ペン氏——被告——による反対尋問。私は、あな
たに勘定書を渡さなかった。しかし、すべての事項は掛け売り
通帳に記載されている。掛け売り帳は、私の支配人によつて記
帳されている。

署名 B・レイモンド

被告が勘定書の内容に疑いをはさみ、勘定書が詳細を吟味するために法廷に示される必要があると思われるので、この訴状の審問は、原告が被告に勘定書の詳細を与え、被告がそれをその日までに十分吟味できるように、七月三〇日火曜日午後二時まで延期することが命ぜられた。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(71) 女王対ウィリアム・アレキサンダー・トンブソン

女王陛下の地方裁判所 兵庫

一八七二年七月二三日火曜日

No. 19 刑事

女王

対

ウィリアム・アレキサンダー・トンブソン

神戸における通行妨害

被告は、無罪を主張した。

ジョセフ・コリンズは、正式に宣誓して陳述した。私は、浜町の被告の家を知っている。私は、馬糞が後ろの戸口で一杯の

馬おりが道路上にあるのを見た。その道路は公道であった。私は、七月一九日の正午にそれを見た。被告は、貸馬屋を経営している。

被告による反対尋問。馬おりは馬糞で一杯だった。馬おりは、家屋沿いに公道に出ていた。そのようなことを何回も私は見た。私は、それを撤去するようにあなたに注意しなかった。私は、馬小屋について領事館で苦情があることを聞いた。確かに、私は、馬おりに覆いがかけていても、馬糞が妨害であると考えている。あなたの馬おりには覆いがかけてはいなかった。私は、馬おりから道路上に馬糞が出ているのは見なかった。私は、その馬おりがいつ撤去されたか記憶にない。私は、そこを月曜日に通った。私は、馬おりがあるのを見なかった。それは昨日のことである。

署名 ジョセフ・コリンズ

ヘンリー・マイルズは、正式に宣誓して陳述した。私は、被告の住居を知っている。そこは貸馬屋である。私は、街の名前を知らない。私は、家の外に汚物で一杯の馬おりがあるのを見た。私は、そのことについて被告に話した。彼は、馬おりがそこに二年間ある、地主がそこにおいた、それを動かしたのは地主である、馬糞を処理する他の方法を見つけよう、ということ

料を話した。彼は、馬糞を処理する方法が一つだけあるが、ごみ

船がそうだ、けれども日本人がごみ船に馬糞を積み込むことを許してくれない、と言った。このことは、私がホール氏の命令でトンブソンのところへ行ったときのことである。私は、トンブソンに、イギリス領事が、日本人が領事館に苦情を言ってきた、できるかぎり早くトンブソンが移転するように要請してきたということを彼に伝えによこしたのだと言った。手紙は一切持っていかなかった。私は、彼に口頭で伝えた。このことは、

五、六週間前のことであった。

被告による反対尋問。私がホール氏の伝言をもっていたときに、あなたは寝ていた。あなたは、私にそれに出席することができないと言った。先週の土曜日に、あなたは私に、だれかに馬糞を持っていかせるように一週間努力してきた、ごみ船は週に一回しか来ないと言った。

署名 ヘンリー・マイルズ

金沢政安、少属、警察署長（日本人）。私は被告を知っている。私は、彼の浜町の家を知っている。それは馬小屋である。

戸口の側で、私は馬糞で一杯の箱を見た。一度、私は被告に話聞しかけた。私は、通訳と一緒に二度行ったが、被告とは一回だけ会っただけである。この通訳は私に一度随行したが、私が被

告に会った時に、私に随行した通訳は別の者である。

署名 少属 金沢政安

これで告発の弁論を終了した。

被告は、その馬おりが何ら妨害物とはなっていないと主張した。さらに、日本政府役人の許可のもとに馬おりが三年半前からそこに置かれており、馬糞が道路にまき散らないようにしていたと主張した。

樽屋庄助。私は、被告の家のある土地の地主である。その馬おりは、四年前の辰の年に設置された。それは、汚物が道路にあふれ出ないように設置された。それは、わずかな障害であった。それは、私の土地の境界を越えてわずかに道路に出ている。馬おり全体は道路路上に出ている。私と隣人との土地には境界石があった。境界石は、道路路上にも、私の土地の上にもなかったのであって、それらの間にあったのである。あなたは、私に、馬おりを除去するようにあなたが命令をうけたので、馬おりは撤去しなければならないと言った。それがいつであったかは記憶にない。

署名 樽屋庄助

由蔵は、真実を語るように正式に警告をうけ、陳述した。私には被告の別当である。しばらく前に、あなたは、私に外に馬糞

を一切置かないようにと命じたが、今では全くなにも置かれていない。あなたは馬おりを空っぽにして、馬糞を馬小屋の中に入れた。あなたは、人夫を雇って馬糞を撤去させるように私に命じた。私は、雇うべき人夫がいらないとあなたに言った。

署名 由蔵

ヘンリー・マイルズは再喚問された。馬おりが置かれていた道路は公道であった。

署名 H・マイルズ

評 決

本訴訟において、被告は、汚物で一杯の馬おりを置くことによって公道妨害の罪で告発されている。馬おりが設置されていた場所が公道であることには何ら疑いのないところである。また、馬おりは被告の要請でそこに置かれていた。しかしながら、馬おりは撤去されているようであり、馬おりを二度と再びそこに置かないし、彼が責任をもっている限り、使用人に汚物を家の外へ出させないと、被告は確約しているの、私は、名目的な罰金を課すことによって裁判の目的は達成されると信ずる。

判 決

私は、告発について被告が有罪であると判定し、被告に、一ドルの罰金と、訴訟費用一ドル五〇セントをあわせて支払うこ

とを命ずる。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事兼領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(72)

G・ドモニィ商会のもとで商売に従事するG・

ドモニィとアルフレッド・プラマ対ジュームズ

・ハーディ(一)

No 41

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年七月二十七日土曜日

G・ドモニィ商会のもとで商売に従事する

ジョージ・ドモニィとアルフレッド・プラマ

対

ジュームズ・ハーディ

仲裁人が、被告は原告に六六ドルと訴訟費用を支払わねばならないと裁定した一八七二年六月二十七日付の本訴訟の裁定を執行するように命令することが、法廷に対して要請されている。

被告が出廷しかつ、このような命令が作成されてはならない十分な理由を示さないの、本日より六日以内に被告が原告

料に、訴訟費用六ドルと六六ドルとを支払うべしと命令する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下下の副領事にして領事代理兼

資

判事

兵庫大阪英国領事館の印

本判決は原告の申請にもとづき作成された。

(73) バプティスト・レイモンド対ヘンリー・ペン(一)

No 52

女王陛下下の裁判所 兵庫

一八七二年七月三〇日火曜日

バプティスト・レイモンド

対

ヘンリー・ペン

一八七二年七月一九日以来延期されていた。

バプティスト・レイモンドは、ハーバート・A・ステイブンスを通じて、正式に宣誓して陳述した。法廷に示して、これが、私がペン氏に与えた勘定書である。私は、ペン氏から八〇両を決して受け取っていない。私は、宿泊料として半額のみを請求するというところを取り決めたことは全くない。私は、あな

たから飲物についても、食物についても伝票(チット)を受け取らなかった。

署名 B・レイモンド

これで原告のための陳述を終了する。

ヘンリー・ペンは正式に宣誓して陳述した。

私には債務はない。私は、六ないし七ドルの金額を書いた伝票(チット)を原告に渡した。私は、レイモンド氏と我々の宿泊料が半額になると取り決めた。私が彼に支払った最後の金額は八〇両であった。私が伝票を与えたのは別の人である。私は、ヤング氏の宿泊料も支払わなければならない。

署名 H・ペン

評 決

本訴訟において、ホテル経営者である原告は、被告を相手取り被告自身とヤングと呼ばれる人物との宿泊料の支払いを求めて訴を提起した。被告は、ヤングの宿泊料の支払い責任は認めしたが、飲料については認めなかった。勘定書では、宿泊料は一括して月につき三五ドルが請求されているが、食事はその都度別々に請求されている。私は、月に三五ドルとして全体日数としては一五七ドル五〇セントになることを考慮する。私は、宿泊料として四一ドルを認める。しかし、私は、飲料については

一切認めない。被告によって支払われたと私が確信する一五〇ドルを控除し、被告は、残金を支払わねばならない。

判決

それゆえ、私は、被告が四八ドル五〇セントと訴訟費用三ドルとを一週間以内に支払うべしと命ずる。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下下の副領事にして領事代理兼

判事

兵庫大阪英国領事館の印

(74) 長谷川 (日本政府大蔵省書記) 対 フランク・フ

イツシャー

No 51

女王陛下下の地方裁判所 兵庫

一八七二年七月三十一日水曜日

長谷川 (日本政府大蔵省書記)

対

フランク・フィッシャー

原告は、被告によって二二七ドルの小切手が振り出され、支払われていないと主張する。

被告は、小切手を失い、原告がそれを支払い期限が過ぎたも

274

のとみなしたと主張する。

被告は、小切手を失い、原告がそれをよく考えずに拾ったと主張する。

原告は代理人の新野少属が出廷し、被告は本人が出廷した。小切手が示され、被告は、それが彼によって振り出され、支払われてはいないことを認める。

立証責任は被告側にあるので、被告から始めた。

フランク・フィッシャー、被告、は正式に宣誓して陳述した。その小切手を振り出した記憶がない。私は、同一の当事者

——舟次郎に数回小切手を振り出した。その小切手の日付から九日後に、私は、牛の代金として九二二ドルの小切手を舟次郎に振り出した。それから、私は、横浜へ一回の船便で一〇頭から二五頭の牛を船積みするのが普通である。九二二ドルという小切手の金額は、約三七頭になる二回の船便を内容としている。二一七ドルのこの小切手は私によって振り出されたが、舟次郎には支払われなかった。私は、その金額がそのあとの小切手に含まれており、私の一綴の小切手帳(証拠B)の中ではそれが取り消しとなっているのを見たので最初の小切手を破ることを忘れたと想定することによってのみ、その小切手が存在することを説明することができる。私は、小切手の綴りを示すも

275

料のである。

平野助之の通訳による原告側からの反対尋問をうけて被告は陳述する。

資

以前小切手綴を提出するように要請されたとき、私は、小切手帳を失ったと信じていると言った。私は、小切手帳が盗まれたとは言わなかった。小切手が私のもとに持ってこられたときに、私は、私の家を売り払ったときそれを破ったと考えていた。私は小切手を捜しており、見つけることができなかつたが、再び捜してそれを見つけたのである。私は、小切手帳を発見したあとで、印を無効にしなかつた。小切手がいつ提示されたか言えないが、多分振り出されてから二、三日後のことである。そのときは小切手は必要ではなかつた。小切手帳は私の所有物であり、希望すれば書きかえることができたのである。最初あなたが私に話しかけてきた時には、私は、小切手が盗まれたにちがいないと言った。権知事が私に領事館であった時、私は小切手帳を持っていなかったの、私はそれを失ってしまったとは自信をもって言えなかつた。同一の金額の現金を失ったのであれば、確かに私はその金額を覚えているはずだが、そのとき、私は小切手を置き忘れたのであって、それを失ったことを知らなかつたのである。小切手がなくなつたことをそのとき

知らなかつたので、私は、新聞を注意して見なかつたのである。小切手綴に無効の印をつけたときに、私は、いつものように銀行に連絡しなかつた。私は過失を認めなければならぬ、さもなければ今日ここに小切手はないであろう。しかし、私が無効の印をつけたときに、私は何かおかしいということを考えねばならなかつた。私は仕事の上で帳簿をつけていない。私は覚えをつけているだけであつた。

法廷に対して。現在問題となつている小切手の日付は一八七〇年一月一九日である。その小切手が支払いを求めて差し出されたというのを最初に聞いたのは、今年の三月だつたと思ふ。現在、私は作成した覚えを一切持っていない。

署名 フランク・フィッシャー

これで被告のための陳述を終了する。

弁次郎、小野新田の牛卸商、は真実を語るように正式に警告され、平野助之の通訳のもとで陳述した。私はフィッシャー氏を知っている。フィッシャー氏は、私のところから牛を買うならわしである。しばしば、私は彼から小切手を受け取つた。私はヨーロッパ語の文書がわからないので、この小切手を確認することができない。小切手を受け取つたときには、私は、中国人か日本人の銀行へそれを持っていった。私は、受け取つた小

切手の総額を覚えていない。私は、何回も小切手を、中国人だけでなく日本人の銀行へも持っていった。私は帳簿を持っていない。正確には、私の帳簿はこの前の台風でぼろぼろになったと言えよう。私は、フィッシャー氏からどれぐらいの数の小切手を受け取ったか言うことはできない。約九〇日前に、フィッシャー氏は、牛の購入に関して私のところへやってきた。彼は、はじめて神戸にきたときに二一七ドルの小切手を振り出し、大阪の役人がそれに関してやってきたが、三年も前のことなので全く何もかも忘れてしまったと言った。そのとき、私は、「まことにその通りだ」というようなことをフィッシャー氏に一切言わなかった。約六〇日後に、フィッシャー氏は、私の帳簿から私がこのような小切手を手に入れたかどうかかわからないかと、私に尋ねた。私は、フィッシャー氏に台風で帳簿が消失したので帳簿が一切ないと言った。しかし、一セントにつき半分を政府に支払わねばならない五厘銀について説明する他の帳簿があると私は言った。その帳簿は、牛を売買する会社にある。フィッシャー氏は私と一緒に行ってその帳簿を見た。フィッシャー氏はその帳簿から書き抜いた。その帳簿には、牛会社が売却した牛の一覧表がある。彼がその中で必要としていたものを発見することができなかったのは昨年分の帳簿であつ

た。というのは、彼は、のちになって帳簿が昨年分のものであるとわかったのである。これらの帳簿は藤田組（藤田商会）の差配方（主任）によって記帳されている。差配方の名前は小林ジュースケである。藤田組は、牛を売る会社である。

私がフィッシャー氏の家に行ったときに、彼は、私が誰に小切手を売ったかと聞いた。彼は、小切手に私の名前を裏書きさせられたかと聞いた。私は、覚えていないと答えた。私は、二一七ドルの小切手をフィッシャー氏から受け取ったことを記憶している。私は、フィッシャー氏に覚えていないと言わなかった。最初に私に聞いたときに、フィッシャー氏は、私に与えた二一七ドルの小切手について大阪の役人がやってくると言った。

原告による反対尋問。あなたは、あなたが小切手の裏にいつも名前を書くとは言わなかったか。以前には、私は、小切手の裏に名前を書かなかつたけれども、あなたからそのことを聞いて以来ずっとそうしてきた。私は、常に小切手の裏に名前を書いているとあなたに言ったことはない。私は、そういう習慣ではないが、将来そうしようと言ったのである。私は、あなたが小切手の裏に何を書くかとは聞かなかつたのではないか。いいえ。私は、輪の中の私の名前の字のひとつを示して、このよう

料に書こうと言ったのである。私は、小切手に書いたことを書き

留めたが、それは私が小切手に書くつもりであることを説明したのである。私と知り合ではないその中国人が私の名前を書いてくれと頼んだのである。私を知っているものはそうはしない。

日本人は私を知っているのでそのようなことは頼まない。私は、あなたから取得した最初の小切手をいつ売ったかは覚えがない。ドルの現金を手渡すと聞いたので、私は、日本人か中国人の銀行へ小切手を持っていった。最初にあなたと取り引きしたときには、私には共同経営者がいた。私の共同経営者、森谷類造が通常集金していた。時々私が小切手を使用し、また時には類造がそうした。これらのことは決まったことではなかった。私に支払うときには、あなたは、牛を受け取った日か、ときにはその一兩日中に金を支払った。私は、同時に二回分の支払いをよく受けたものである。通常、あなたは一週間につき一五から二〇頭を船積みした。あなたが二五頭以上を船積みしたということは聞いた覚えがない。

証人は、権知事の命令のないまま署名することとは拒否した。それゆえ、彼の名前は記されていない。

原告による反対尋問。小切手について何も覚えていないとい

うことによってあなたがどういふつもりなのか説明してほしい。私は、横浜から神戸へフィッシャー氏がはじめてやって来たときに、フィッシャー氏から二七ドルの小切手を受け取った。私にフィッシャー氏から連絡がある前から、私はフィッシャー氏から小切手を受け取っていたことは記憶していたが、金額が二七ドルか二〇ドルであったかは覚えがない。

証人は、権知事に照会せずに署名することを望まなかったので、彼の名前は記されていない。

佐七、神戸海岸通城下町の長門屋の番頭、は真実を語ることを正式に誓約して陳述した。私は、ヨーロッパの言語がわからないが、江戸又の名前を小切手の裏に書いた。私は、大阪造幣局に江戸又の名前が書かれている小切手を渡した。私は、銀貨と小切手とをあわせて五、〇〇〇ドルを支払った。五、〇〇〇ドルを造幣局に持っていたのは私ではなかった。私は、そのことを主人から聞いた。長門屋弥兵衛は大阪にいる。五、〇〇〇ドルの件を処理したのは、長門屋弥兵衛本人であった。私は、私の主人が私に言ったこと以外は一切知らない。私は、私の帳簿類の検査を完了していない。私は、この小切手の動きを帳簿に発見しているが、その小切手がどこから来たか正確には

言えない。

署名 佐七

長門屋弥兵衛が重要な証人であることが判明したので、審問は、彼が出廷できるように一八七二年八月二日金曜日午前一時まで延期される。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

一八七二年八月二日金曜日

原告は代理人が出廷し、被告は本人が出廷して、審問が再開された。

長門屋弥兵衛、神戸城下町在住の商人は、平野助之の通訳により真実を語ることを正式に誓約し陳述した。前に私はこの小切手を見たが、それを江戸又から買った。その小切手には、江戸又の名前と二一七という数字と丸い印が押されていた。私は、それがだれの印かは覚えていない。当時、大蔵省に送付するために、私は、江戸又だけではなく他の人々からも巨額のドルを購入した。私は、ドルを日本政府紙幣で購入した。(一八七一年二月七日付の小切手に関して答えて) 私は、午の年の二月一八日に江戸又からこの小切手を買った。私は、明治三年(午年)一〇月から翌年一月八日までの期間の現金出納帳を提出する。

午年二月一八日に江戸又五郎殿から受け取ったという印が九六五ドルの金額につけられているのがわかる。二一七ドルの小切手は、その金額に含まれていた。この小切手が私のところへ持って来られたときには、日本語でドルの数がつけられてはいなかった。そこで、私は、江戸又のところへそれを持っていったが、彼の番頭がその小切手に、現在あるように、日本語で二一七ドルと書いたのである。私のところへ来たときには、九六五ドルの金額は、香港上海銀行の小切手とドルからなっていたのを覚えていますが、各々の数値については思い出せない。

署名 長門屋弥兵衛

被告による反対尋問。私がドルを買ったときのレートは覚えていない。小切手を受け取ることには異議はなかった。私は、「よろしいか」と言った。それからあなたの名前を書いた。これ以外に九六五ドルの額面の小切手はなかった。その後、私はこのような小切手を買わなかったが、それ以前にはあった。翌年の一月の半ばまで、私は、江戸又から外国の通貨を買っていた。少くともそういう印象を持っている。その後私が購入した通貨の中には、中国の小切手がいっていたかも知れない。しかしたとえそうであっても、私は、ただちにそれを中国人に送り現金化する。というのは私は中国の小切手を好まないからである。

料 そのあと、なんらかの外国人の小切手が私のところへ差し出されたということについては覚えがない。時折、外へ出ているから確かではない。それを必要とするならば、私は、外国人の小切手を買うことに異存がない。外国人の小切手を受け取る、通常、私は、受け取る前に友人にそれらが大丈夫かと尋ねるようになっている。この件では、私はそうしなかった。というのは、その小切手に江戸又の名前を書かせたので、彼が責任を取ると考えたからであった。私は、一月(すなわち翌月)一日頃はこの小切手を大阪に送った。江戸又は逃げたと私は聞いている。私は、彼の銀行が今や開店していないと信じている。昨

年の二月以後、私は、一〇〇両のことで争ってから江戸又とは一切取り引きがないし、江戸又から人がやってきて、私を口ぎたなくののしった。私は、巨額の債務を残して江戸又が逃亡したと了解している。一人の外国人が私のところへやってきたので、私が彼にこの小切手を見せたところ、彼は申し分ないと言ったのである。私が江戸又にこの小切手に名前を書かせたあと

署名 長門屋弥兵衛

署名 ヒラノ

通訳

デービッド・アレキサンダー・ジョン・クロンビー、兵庫のオリエンタル銀行の代理人は、正式に宣誓して陳述した。日本人を通じて銀行に入ってきた小切手は、通常速やかに提出されるが、私が見てきたいくつかの場合には、八カ月か一〇カ月、あるいは一年近くの長期にわたって保管されていた。私は、それ以上の期間については経験がないが、多くの小切手ももっと長く保管されたということは耳にしてきた。遅延の理由は、日本人が銀行が額面の金額の支払いについて責任を持っており、小切手が非常に良好な担保であるということを考えていたことであると私は理解している。

評 決

署名 D・A・J・クロンビー

本件訴訟において、長谷川、日本帝国大蔵省書記は、二一七ドルの金額の支払いを求めてフランク・フィッシャーを訴えた。この二一七ドルは、一八七〇年一月一九日に香港上海銀行に対してフィッシャーによって振り出された小切手の額面であり、これは、本年初頭、銀行への提示に際し現金化を拒絶されたのである。被告は、第一に、彼が小切手を失い原告が期限経過後小切手を拾ったと申し立て、第二に、彼(被告)が小切手を失い原告がよく考えずにそれを拾ったと申し立てる。

被告は小切手の振り出しとその不払いの事実を認めたので、小切手の紛失を立証することから開始することを被告は負わねばならない。被告は、彼自身の、かつ、唯一の証人であった。誰のために小切手が振り出されたかについての被告の証言に反駁するために、弁次郎が原告によって召喚され、彼の証言の終了にあたり、被告が小切手の紛失を立証することに失敗し、原告が約因の立証のために必要とはされないということが原告側から主張された。しかし、(フィッシュャーの『ダイジェスト』一二七頁で引用されているハーヴェイ対タワーズ (Law Journal Reports (財務府) 二〇卷三一八頁) とベイリー対ビッドウヰン (Weekly Notes 一三卷三三頁) とで定められた規則によると) 私は、陪審の評決に訴えるべき証言があり、原告が約因が与えられたという証拠を望むならば、それを提示するのは原告の責任であると決定するものである。今や陳述は終了したのであるから、私に解決を求めて提出されているのは別の問題であって、紛失についての何らかの証拠が存在しているかどうかという問題ではなくて、その証拠の価値である。

被告が主張できうるすべてのことは、問題の小切手が昨年三月に支払いを求めて提示されたときに、被告が小切手を振り出した覚えがなかったこと、被告は小切手綴を破ったと考えて

いたけれども、捜してみると結局発見したことが、被告が問題の小切手綴に彼自らがつけた無効の記号を見出したことである。このことと、九日後に同一人物に九二二ドルの額面の小切手を渡したという事実とから、被告は、後者の小切手が一回の取り引きとしてはあまりにも多額であると信じてるので、後者の小切手が前者の小切手を含むつもりであったこと、その結果前者の小切手は破ってしまうつもりであったが忘れて、おそらく盗まれてしまったと推測している。被告と、小切手が振り出された相手の人物である弁次郎との間には多くの取り引きがあったし、多くの小切手が支払いに際してやりとりされてきた。それゆえ、私は、被告からこの特定の小切手を受け取ったことを弁次郎が覚えているということを重ねく見ないものである。被告が弁次郎に与えた二一七ドルの小切手に関して大阪の役人がやってきたということが、それを言った被告自身の陳述に見出されると原告は主張する。しかし、私は、日本人に対して外国人により使用される微妙な言いまわしにもとづく証言には信頼を寄せることができない。被告は弁次郎から得られうる情報を求めようとしたが、小切手が振り出された年の牛の取り引きが記録されている弁次郎および事務所のすべての帳簿類はもはや存在しなかった。被告は、覚え以外には一切帳簿をつけていな

料 いし、その時の覚えは消失している。法的結論は全くさておき、今や、小切手がきわめて長期にわたって提示されなかったということから下されうる推断に関しては、私は重要であるとは思わない。小切手が振り出された銀行が小切手の額面の金額を支払う責任を持っているという誤った印象のもので、日本人が外国人よりも長期にわたり小切手を手元に保有する習慣にあることが、クロンビー氏によって立証された。再び、長門屋の証言から判断すると、問題の小切手が振り出された二カ月半ぐらい後に、日本人両替商の江戸又が長門屋にこの小切手を商売上与えたように思われる。しばらく前に江戸又が逃亡したことは明白であり、そのために彼は出廷しないのである。だが、被告は、そのことから江戸又が不誠実な人物であり、問題の小切手を詐欺的に受け取ったと推断したいと望んでいる。けれども、私はそのような結論を引き出されない。全体の証言から判断し、陪審員として小切手が紛失したかしなかったかという問題を決定するように求められて、私は小切手が紛失しなかったと言うものである。まことに、小切手が紛失したという事実

は、被告が一定の事実から引き出した単なる推論にすぎないのであって、それらの事実は十分でないと考えるものである。

このような結論に至ったので、小切手が正式に譲り受けられ

たかどうかということを決定する必要はない。原告は、小切手記載の日付より約二カ月半後に小切手を受け取ったという長門屋の根拠を信頼しており、小切手についてこのような期間が保有する上で不合理なものではないと主張されえよう。けれども、私はその点について判断を求められているとは思わない。また、約因について決定する必要もない。その点については、長門屋は、小切手に対して日本政府紙幣を与えたと主張しており、彼の言うことと矛盾する証言は一切ない。

被告による小切手の紛失が立証されなかったと決定するので、判決は原告を支持しなければならない。

判 決

それゆえ、私は、被告が原告に対して、二一七ドルの金員と訴訟費用七ドル五〇セントを支払うべしと命令する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼

判事

兵庫大阪英国領事館の印

(75) ウォー・チョン対ベンジャミン・ジュニングズ

女王陛下下の地方裁判所 兵庫

一八七二年八月三日土曜日

ウォー・チョン

対

ベンジャミン・ジェニングズ

(Benjamin Jennings)

原告は、勘定残高二〇〇ドルを
請求する。

被告は債務を認諾する。

被告は債務を認諾しているので、原告に対して二〇〇ドルの金を支払うように命ぜられる。しかし、被告が零落しているのは明らかであるので、債務が以下のような分割払いで支払われるべしと命ぜられるものである。すなわち

八月三一日に五ドル

九月三〇日に五ドル

一〇月三一日に五ドル

一一月三〇日に五ドル

被告の零落状態を考慮して、訴訟費用は免除するものとする。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下下の副領事にして領事代理兼

判事

兵庫大阪英國領事館の印

(76) エドワード・ヘイズリット・ハンター対ジョン

・ウィリアム・ハート

No. 54

女王陛下下の地方裁判所 兵庫

一八七二年八月七日水曜日

副領事にして領事代理兼判事 H・S・ウィルキンソンの前で

ジョン・カトー・エイブル (John Catto Abell) } 補佐人

ライル・ホウム (Ryle Holme)

エドワード・ヘイズリット } アダ (Ada) と ジェームズ・ペイトン (Paton) を通じての鉄

・ハンター } 投機における提携を主張し、原

対 } 告は一八二三ドル五九セントの

ジョン・ウィリアム・ハート } 勘定残高を請求する。

被告は、法廷に持参した五三三ドルの金額の債務を認諾するが、アダとジェームズ・ペイトンを通じての鉄投機における提携は否認する。

被告の申立にもとづき、争点が確立した。

エドワード・ヘイズリット・ハンター、原告は正式に宣誓し

て陳述する。

一八六九年の初頭に、被告と私とは、E・C・カービー商会

料の在庫にもないし、予期してもいない鉄投機を始めることに同意した。我々、すなわち被告と私とは、損益を分かちあうことに同意した。締結された合意は、商品発注の際に作成された。

資 事は、E・C・カービィ商会の共同経営者ではないし、かつてそうであったということもない。さらに、共同業務を行ったことは一切ない。私の申立書で言及されている鉄の船荷がE・C・カービィ商会に販売委託され、総売り上げ高の一〇%を手数料としてE・C・カービィ商会が受け取ることになることが、被告と私自身との間で合意された。それゆえ、このことは、船

289

荷の到着時に合意された。一八六九年一月か一八七〇年の初頭に当地に着港したコルセア号には、私が半分を支払って半分を受け取った鉄の船荷があった。到着時にアダの送り荷に対し一、〇〇〇ドルを私が支払ったが、この一、〇〇〇ドルはほとんどインボイスの費用の半分であって、そのために私は船荷の私の持ち分の一部として一、〇〇〇ドルを受け取った。

私はジェームズ・ペイトンを通じて鉄の船荷の持ち分の半分、四二八ドル一八セントをも支払った。この売上高については、私は一切受け取っていない。今や私は、この取引の私の半分の分け前と上記の残金とを請求する。

私の申立書に対する被告の答弁の中で言及されている仲裁事

実は、私と被告とのいかなる私的取り引きも、あるいはE・C・カービィ商会による委託販売によって売却されたもの以外のこれらの船荷のいかなる取り引きをも含んではいなかった。E・C・カービィ商会と被告との間で争われた勘定の問題は、捺印金銭債務証書と仲裁裁定とにすべて含まれている。その裁定は裁判所命令となった。

被告と私とによって提出された手紙は、問題の取り引きに関して私から被告宛に書いたものであり、日付は以下の通りである。

- 一八七〇年 二月 二日 (証拠 A)
- 一八七二年 三月 三〇日 (B)
- 一八七二年 四月 八日 (C)
- 一八七二年 五月 六日 (D)
- 一八七二年 五月 二八日 (E)
- 一八七二年 七月 五日 (F)

私は、一八七〇年二月二日付の私の手紙で言及されている買弁の指示を提出する。

私は、被告から受け取った二通の手紙を提出する。日付は左の通りである。

- 一八七二年 七月 三日

一八七二年 七月一〇日

被告による反対尋問。問題の委託販売以前に、カービー商会に対する寄託があった。それらは金属商品からなっていた。私はひとつしかなかったと思う。カービー商会は、パーミニオ号を通じて商品を受け取った。カービー商会は、私からチューブ・エキスパンダーの委託品を受け取った。どの船によったかは覚えていない。カービー商会はあなたからそれ以外の委託品を一切受け取らなかった。私は、売上高の半分の分け前を受け取り、コルセア号による船荷の費用の半分を支払った。この船荷はあなたの命令により販売のためにE・C・カービー商会に委託された。私は、商品指図書が本国に送付された時のいくつかの船荷の場合に共同で損益を分かちあうことに同意した。各々の場合に、私は、どのような等級と厚さの金属が送付されるべきかを提案した。カービー商会は、パーミニオ号による金属の委託品を確かに受け取ったが、それは他の船による船荷が注文される以前のことであった。私は、現在問題となっている取り引きと並行して、あなたと自分の責任で別の取り引きをしている。私とあなたとのわずかな他の個人的取り引きは、最初はボロイラーとエンジンをあなたが私に持参したことであり、第二に二九番のこの家の建築をあなたが監督することであった。その

他に小さな取り引きがあったかもしれない。私は、これらのエンジン取得のためにあなたには五割を支払うことに同意した。しかしながら、もともとは負担が一切ないという合意があったのであるが、私は、支払われるべき金額を得るために五割を認めたのである。同じような条件のもとでは、私なら友人のために無料でエンジンを取り寄せるだろう。商売の問題としては、私は、カービー商会のためにも、その他の人のためにも、保証あるいは支払いなしで本国から商品を取り寄せることはしない。私が提出する問題のエンジンについては、注文の際にあなたから四〇〇ドルを求められたと私は信じている。今問題となっている二つの船荷については、私は、船が到着してから支払った。あなたは、銀行から船荷証券を取り戻すために、投機の私の分け前にあたる額の金額を私に求めた。私は、すべての金銭が神戸あるいはイギリスのいずれで支払われたかどうか記憶にない。これらの船荷について前もって私が支払わなかった理由は、あなたが私に頼まなかったということである。私は、要求されたときに支払った。エンジンの経費は、アダを通じての鉄の船荷よりは金額的に少ないが、ジェームズ・ペイトンによるよりも多いし、もちろん二つ一緒のときよりも少ない。私は、二つの鉄の船荷を取り寄せるあなたの手数について、手数

料を支払ったことはないし、あなたによって手数料を請求されたこともなかった。金属の船荷が共同勘定であったので、私は、あなたによって手数料が請求されるべきであるとは思われない。市場の状態を知っていれば、私は、私自身の部分と、もう一人のためにも、契約金あるいは保証金なしで同一等級の金属商品を注文したのであろう。カービー商会のためにもそうしたであろう。市場の状態を私が知らない商品の場合には、私は契約金あるいは保証を要求する。この提携にはいったときに、私は、可能なかぎり高い利益で商品売り、投機で大きくも上げることが私の義務であると考えた。カービー商会の唯一の代表として、カービー商会に委託されたら、これらの商品について最善を尽すことが私の義務であると私は考えた。委託販売のために私は最善を尽した。カービー商会の支配人として、私は可能なかぎり取り引きのために最善を尽した。これらの取り引きに関するカービー商会とあなたとの間の勘定を決定する上で遅延があった。そのことは、最終的には仲裁によって解決した。それによってカービー商会の支配人として活動する委任状により私は訴訟の弁護をした。私は、訴訟弁護のための特別の指示を受けなかった。私は、E・C・カービー商会の委任状を保持することが私の義務であると考えた。これらの二つの取り引き

に関連して、私は、商品が売却されたけれども代金が支払われなかったという理由にもとぎ訴訟を弁護した。それらのうちのある部分は、今に至るもいまだに代金が支払われていない。その結果、私は抗弁を断念した。私は、訴訟手続の非常に早いうちにそうしたと信ずるものである。その抗弁が撤回される前に、一人の証人が尋問された。私は、あなたの共同経営者として活動したのではなくて、その仲裁で弁論活動を行う上でカービー商会の代理人として行動したのである。その時、私は、あなたの利益を考慮することができなかった。私の反対にもかかわらず、私は、あなたの利益が損害をこうむっているとは考えない。そのとき、私は、船荷のために二件の金銭をあなたに支払った。バーミニオ号による商品の一部はカービー商会にあった。どのような形であれ、私は、直接的にも間接的にもカービー商会と利害関係を一切持っていない。

補佐人、ホウム氏に対して。合意した時に合意の性質がなんであるかを示すべきどのような文書もなかったし、私が提出したこと以外には取り引きに関する文面による証拠は一切ない。

一〇％には、倉敷料と手数料が含まれていた。関税と陸揚げ費用とは別勘定であった。どのような場合にも、私は、船が港に到着するまで一切金銭を支払わなかった。コルセア号の場合

には、カービー商会は一〇%を取得した。

法廷に対して。一、〇〇〇ドルの金額と四二八ドル一八セントの金額とは、E・C・カービー商会から被告に提出されたいかなる勘定書にも、また、被告からE・C・カービー商会に提出されたいかなる勘定書にも含まれてはいなかった。あるいは、この二つの金額は、上述の仲裁において仲裁人に提出された勘定書にも含まれてはいなかったのである。

署名 エドワード・ヘイズリット・ハンター

これで原告のための陳述を終了する。

ウォルター・ジョン・スチープンズ、兵庫のE・C・カービー商会の簿記係は正式に宣誓して陳述した。ハンター氏は、単に俸給を得ているだけであって、直接的にも間接的にもE・C・カービー商会の利益に関係してはいない。簿記係として私は知っている。

署名 ウォルター・ジョン・スチープンズ

被告は投機の計算書を提出する。

アダによる船荷の利益が一、九二九ドル二二セントと四八ドル三二セントになり、ジェームズ・ペイトンによる船荷の利益が四一〇ドル八七セントと二〇四ドル七六セントになること、原告が被告に一八七〇年一月二日に一、〇〇〇ドルを、一

294

八七一年二月一日に四二八ドル一八セントを与えたこと、被告が原告に一八七一年一月三日に四八三ドルを、一八七二年三月八日に五〇〇ドルを与えたこと、上記の金額が一八七二年三月三〇日に至るまでカービー商会によって支払われた利息を含む利益として申し立てられていることが認められる。

法廷は、明日八月八日木曜日午後二時まで延期される。そのとき判決が与えられる。

八月八日木曜日に、法廷が再開し、以下の判決が読み上げられ、原告は出廷した。

評 決

本訴訟において、エドワード・ヘイズリット・ハンターは、一、八二三ドル五九セントの金員の支払いを求めてジョン・ウィリアム・ハートを相手取り訴を提起した。一、八二三ドル五九セントのうち一、三七八ドル四一セントは鉄の二つの船荷による利益の半分としてである。この鉄の船荷は当港に到着したことが認められるが、一つは一八七〇年一月二月にアダ号によるものであり、もう一つはジェームズ・ペイトンによって一八七一年二月にもたらされたものであり、これらの船荷は売却されてもうけが出たのである。請求の残り四四五ドル一八セントは、原告により被告に対して支払われたこれらの船荷のための

295

料 金額と、被告から原告が受け取った金額との差である。

被告は、当座預金勘定の残高として後者の金額については負債を認め、原告に対して九〇ドル三〇セントになる利息とあわせて五三五ドル四八セントを貸方として与えた。この金員を、

被告は、原告の請求の完全な履行として法廷に支払い、問題の投機の利益に関与する原告の権利を否定した。

審問において、争点は以下ようになった。

一 原告はアダ号の船荷について提携者であったかどうか。
二 原告はジェームズ・ペイトンによる船荷について提携者であったかどうか。

三 原告がアダ号による船荷の利益にあずかる権利を得たのであれば、彼は、以後の行為によってその権利を喪失したか。

四 ジェームズ・ペイトンによる船荷についても右と同様であるか。

最初の二点について提示された唯一の証拠は、原告自身のもの、すなわち当事者間でやりとりされた往復書簡と、被告によって与えられた勘定計算書とであった。原告は、船荷が共同勘定によるものとする被告と合意したと証言し、被告によって与えられた計算書は原告の証言を確証する。商品に対しては船

の到着時に銀行に預け入れて代金が支払われることになっていたのは明白である。一八七〇年一月二日に、被告は、原告から一、〇〇〇ドルを受け取り、次の日、最初の船荷の船積み書類回収のために二、〇七五ドル二四セントを銀行に支払ったことを認めている。一八七一年二月一日には、原告から四二八ドル一八セントを受け取り、同日、第二の船荷について銀行に八五六ドル三五セントあるいは二倍の金額を支払ったことを被告は認める。最初の二点については、私は、原告と被告とが共同勘定で船荷を作ること合意したことについて一切疑わない。

原告が彼の行動によって結果として利益に関与する権利を喪失したという抗弁については、それを支持するものは一切ないと考えている。販売のために船荷をE・C・カービー商会に委託したので、原告がカービー商会の支配人として売買の計算を保留し、原告が支払いの強制のために法的手続に頼ることを必要とした、原告がカービー商会の代理人として弁論したのであるから、結果として問題の投機における提携者としての彼の地位と矛盾する立場をとることになったと、被告は訴える。しかしながら、被告が原告と最初に合意したときには、原告はカービー商会の使用人だったのであって、カービー商会が鉄の販売

にあずかるべきだと明記したのである。従って、被告は、原告がカービー商会に占めている地位を知っており、原告が主人に対して負っている義務に先んずることを期待することができなかったのである。

それゆえ、私は、原告が利益の半分について権利を有すると考える。総利益が二、四九三ドル七〇セントになると認められた。それゆえ、原告は一、二四六ドル八五セントについて権利を有している。

彼はまた、被告によって認められた四四五ドル一八セントについても権利があり、総計一、六九二ドル三セントとなる。これは、被告によって法廷に払い込まれた金額を超える。

判 決

それゆえ、私は、被告が原告に対し一、六九二ドル三セントと、ならびに訴訟費用六六ドル一九セントを支払うべしと命令する。

署名 H・S・ウィルキンソン

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英国領事館の印

我々は同意する。

署名 ジョン・C・エイブル

署名 ライル・ホウム
上記に加えて、原告により支払われうる訴訟費用は四ドル三〇セントである。

(7) ジョセフ・ハドソン・マグレガー対

ジョン・ヘンリー・ウィグナル(-)

女王陛下の裁判所 兵庫

Na 59 一八七二年八月二二日木曜日

J・H・マグレガー 原告は、七月三〇日付の八月一〇日払い

対 の約束手形について一六〇ドルを請求す

J・H・ウィグナル

る。

Na 60

J・H・マグレガー 原告は、六月六日付の借用証書の二〇ド

対

J・H・ウィグナル

ルを請求する。

被告は出廷し、一六〇ドルの請求については認諾するが、第二の請求の対象である二〇ドルの借用証書については、一六〇ドルの約束手形に二〇ドルが含まれていると主張した。被告はまた、彼がH・W・テイバーが上記一六〇ドルを支払うように取り計らう、H・W・テイバーに対する原告の保証人であると

料 陳述した。

判 決

一八七二年八月二三日に一六〇ドルと訴訟費用四ドルとを裁
判所に払い込むことによって、被告が二〇ドルの訴訟について
は抗弁しうると命令された。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下下の副領事にして領事代理兼
判事

兵庫大阪英国領事館の印

(78) 三東対ウィリアム・ジョン・ピットマン

No. 4 警察

女王陛下下の裁判所 兵庫

一八七二年八月二六日月曜日

三東

対

ウィリアム・ジョン

・ピットマン

原告は、八月二五日に英国蒸気船方丸
の船上で被告が原告に暴行を働いたと主
張する。

被告は、原告が最初に彼を殴ったので、被告が自衛上原告を

殴ったと主張する。

三東、蒸気船方丸の船員は、正しく通訳することを正式に
宣誓した兵庫のヒューズ商会の買弁ア・フーを通じて正式に宣
誓し、正しく通訳することを正式に宣誓した仲町一一五のラン
・サンを通じて尋問を受け、主張する。一昨日方丸丸は大阪か
ら来航した。昨日は風が強かったので、船長は私に一方の錨を
あげるように言った。錨の鎖が日本のサンパンに置かれてい
た。そのサンパンが出ていこうとしたときに、風があまりにも
強かったので、サンパンが吹きもどされた。小さいロープを取
ってすばやく棧橋にくくりつければ、サンパンを外へ出すこと
ができる。私は船長に言った。我々はサンパンにロープを投げ
入れた。だが、だが、小さい蒸気船が出ていこうとしている、
出ていくまで棧橋にロープをくくりつけておこうと叫んだ。私
は、船頭に蒸気船に戻るように言ったが、私は日本語がわから
なかったし、船頭も私が言っていることがわからなかった。も
うひとりの船員が私に私に叫んだので、私は早速サンパン
に戻った。その航海士は、私に来るのが遅すぎる、君は直行
しなければならぬと言った。それからその航海士は私を殴つ
た。彼は、手とロープで五、六分間私を殴り、さらに蹴った。
歯が三本折れた。わき腹と肩を傷つけられた。そのあと、私
は、訴えるために領事館にやって来たのである。

被告による反対尋問。あなたが一緒に来るように言ったことを私はわかったが、日本人の船頭は、私が彼に戻れと言った時に、私の言っていることがわからなかった。あなたは、五、六分間私を殴った。それから、あなたは私に働けと言ったが、私はここにやって来た。

法廷に対して。その航海士が私を殴った時に、私は、小さいサンパンにいた。その航海士が私に来るのが遅すぎると言った時に、私は何も言わなかった。私は、もう一艘のサンパンのロープをつかんだが、このサンパンには錨の鎖はなかった。その航海士は、鎖のあるサンパンにいた。私は、航海士のいるサンパンに行った。彼は行けと私に言った。私は、航海士に対して一切手を出さなかった。航海士が私からスリップロープをとりあげたときに、私は彼を突かなかった。

署名 三東

署名 J・ラン・サン

署名 初梅

通訳

阿成、蒸気船方丸丸の船員は、通訳をすることを正式に宣誓したラン・サンを通じて正式に宣誓し陳述した。私は、サンパンの中の鎖をつかんでいた。私は、航海士が告訴人に戻るよう呼んだのを聞いた。私は、告訴人が早く戻れと言うのを聞いた。

た。船頭は非常にゆっくりと行った。告訴人は、中国語（寧波語）で船頭に話していた。私は鎖をつかんでいた。私は、航海士が告訴人を殴るのを見た。私は、告訴人が航海士の乗っていたボート——私が乗っていた同じボート——に乗り込んでくるのを見た。航海士は告訴人に来るように言った。告訴人は手をあげなかった。私は、航海士が告訴人の手からロープを取り上げるのを見た。彼らは同一のボートにいた。私は、告訴人が航海士をつくのは見なかった。

署名 阿成

署名 J・ラン・サン

阿成、蒸気船方丸丸の船員は、正しく翻訳することを正式に宣誓したラン・サンを通じて正式に宣誓し陳述した。私は、鎖があったボートのうちの一艘に乗っていた。航海士の乗っていたボートではない。私は、航海士が告訴人に戻ってこいと叫ぶのを聞いた。彼は船頭に戻るように言ったが、船頭は彼の言っていることがわからなかった。船頭は非常にゆっくりと行った。私は、航海士が告訴人の手からロープを取るのを見なかった。

被告による反対尋問。私は、告訴人が船頭に手をふって戻るように合図しているのを見た。彼が話すのは聞かなかった。そ

料のボートは、こちらのボートより幾分はなれていた。あなたと彼とは、二つのボートの間にあるロープを引っ張った。彼がボートに乗り込んで来たときに、あなたは、彼に錨に結ばれているロープをつかむように言った。その後、私は何事も見なかった。

署名 阿淋

署名 J・ラン・サン

ジョン・スミス・マコール、蒸気船方丸の船長。その朝風が強まったので、私は、航海士に重い錨と鎖を一五尋引き出すように言った。我々は三艘のサンパンを雇ったが、二艘は錨と鎖を運ぶためであり、一艘は綱を引っ張って他の二艘を曳行するためであった。航海士は、告訴人に綱を日本のジャンクに持っていくように命じた。だが、告訴人が離れていこうとする蒸気船に行くことにことさら固執したので、航海士は、取り出しつつあった綱で告訴人を引き戻さねばならなかった。航海士は自分自身も一緒になって告訴人をサンパンに連れていき、別の人間を綱と共にボートに乗り込ませた。航海士は、出ていく用意のできていた二艘のボートの間にある錨を支えていた綱の端を告訴人に渡した。告訴人はロープを離したので、航海士は、錨がすべり落ちないように綱をつかんだのである。告訴人は航

海士を殴ろうとした。航海士は、片手ですべり落ちるロープをつかみ、片手で防衛したのである。それから、別の人間がロープをつかんだので、航海士は告訴人を殴ったのである。そのあと、私は、告訴人に甲板に来るように命じ、別の仕事につけようとしたが、告訴人が拒否したので、身柄を拘束して海岸へ送ったのである。そのとき、我々は、キャンバーの非常に近くにおいて、強風が吹いていた。強風の兆候が歴然としていた。

署名 J・S・マコール

判決

被告は暴行の事実を認め、自衛のために暴行を働いたと申し立てている。そのことは立証されなかったが、被告が置かれていた状況と、彼が管理していた錨と鎖、さらには船それ自体が告訴人の拙劣さによって相当危険な状態に置かれていたことを考慮するならば、私は、他の状況下で課した刑罰を私は課さない。私は、告訴人が故意に妨害したとは信じない。だが、確かに、告訴人は彼の行為が被告をいらさらせることになったと主張している。

私は、被告が、五ドルの罰金と、医療費として五ドルを告訴人に、さらに訴訟費用一ドル五〇セントと通訳料二ドルとを償支払うべしと宣告する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼

判事

兵庫大阪英國領事館の印

(79) ジョセフ・ハドソン・マダレガー対ジョン・ヘ

ンリー・ウィグナル(一)

№ 59

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年八月三〇日金曜日

ジョセフ・ハドソン・マダレガー 原告は、七月三〇日付の八

月一〇日払いの約束手形に

対 ジョン・ヘンリー・ウィグナル ついて一六〇ドルを請求す

る。八月二日の公開法廷において、被告は上記の請求を認諾し

たので、原告の申し立てにより、被告は原告に対して本日より

七日以内に前記金額一六〇ドルと訴訟費用五ドルとを支払うべ

しと命令する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼

判事

(305)

(80) 女王対アーサー・トリスト・カズンズ(一)

№ 20 刑事

女王陛下の裁判所にて 兵庫

一八七二年九月一日日曜日

女王(元助の訴えにより)

対

アーサー・トリスト・カズンズ (Arthur Trist Cousens)

被告アーサー・トリスト・カズンズは、告訴人元助に暴行を

働いた嫌で告発した当法廷によって発行された令状のもとで連

行されている。

元助は、真実を語るように正式に警告されてから陳述する。

(被告を指しながら)私はこの人物を知っている。彼は長い棒

を取って私の手をたたいた。さらに、彼はごさを取って私の顔

を二回たたいた。

署名 元助

被告アーサー・トリスト・カズンズとハーバート・トーマ

ス・ヘア (Hare) は、各自、上記 A・T・カズンズは一〇〇

ドルの、H・T・ヘアは五〇〇ドルの保証金を支払い、一八七

二年九月二日月曜日一〇時に告発に対して答弁するために出廷

(306)

料 することを誓約する。

署名 エイブル・J・C・ガワー

領事兼判事

資 (81) 女王対アーサー・トリスト・カズンズ(二)

№20 刑事

女王陛下の裁判所、兵庫

一八七二年九月二日月曜日

女王(元助の訴えにより)

対

アーサー・トリスト・カズンズ

元助は真実を語るように正式に警告された。私は被告を覚えていた。昨日午後四時頃、私は、私の乗っていたボートと郵便蒸気船の間にいたボートに乗っている彼を見た。彼は杖を取って、私の手をたたいた。そのとき、私は船べりに手を伸ばして休めていた。それから被告は、ごさを取ってそれをまるめてから私の横面をたたいた。さらに二度ごさでたたいた。その後は特に何も起きなかった。

カズンズ氏による反対尋問。私は、そのとき忙がしかったので、自発的に被告を告発したわけではない。なぐられた時には

痛みを感じなかったが、昨日、私は頭と目が痛くなった。私は、もう一艘のボートを離すために手を差し出したのである。というのは、当時波と風が強かったので、二艘のボートが衝突したら両方とも破損したであろう。あなたは、ボートにあった木片で私をたたいた。

署名 元助

ハイラム・ショウ・ウィルキンソンは、正式に宣誓して陳述した。

昨日、私は、パシフィック・マイル汽船で横浜に向かおうとしていた代理公使に同行して領事と一緒に領事館のボートに乗っていた。領事館のボートが蒸気船のはしごに近づいた時に、私は、被告とヘア氏とが座乗しているボートに気づいた。彼らのボートは、領事館のボートと蒸気船の間にあった。私は、被告が一枚のごさで二回告訴人をたたくのを見た。告訴人は領事館のボートに乗っていた。暴行を正当化する挑発は船頭の側には一切なかった。

被告による反対尋問。昨日四時半から五時の間に訴状は提出された。ごさは約一フット半平方であったと思う。

ガワー氏に対して。暴行のあと、そのように扱った船頭がどこのものか知っているかと被告に聞くことによって、私は、我

私のボートに領事館旗が翻っている事実には彼が注意するようにした。私が彼に話しかけた時に、彼は暴行を後悔しているように見えなかった。彼は何かを言つて答えたと思うが、まったくわからなかった。

署名 H・S・ウィルキンソン

ハーバート・トーマス・ヘアは正式に宣誓して陳述する。私は、カズンズ氏が告発されている暴行の性格を知っている。アメリカの郵便船に近づいたときに、我々は、蒸気船にあまりにも近づきすぎた、大波で危険なほどに近づいたのである。我々のボートには船頭がひとりだけで、昇降段に沿つて英国領事館のボートが到着したときに、領事館ボートの船頭の長さだけ我々のボートから離れていた。米國郵便船に近づきすぎるのを明らかに恐れていたカズンズ氏は、我々のボートから離れるように船頭に身振りをした。船頭の側で思いとどまったので、カズンズは船頭をござでたたいた。

被告による反対尋問。危険なことが起きたかもしれないと思う。我々の船頭は郵便蒸気船から頭を守れと言つた。領事の船頭が我々のボートをつかんでいたので、我々は郵便蒸気船にもっと近づいていた。私は、もう一艘のボートが領事のボートであることを知っていたがあなたに言わなかった。領事のボート

が到着する前に、我々のボートが昇降段から二、三ヤードのところに行ったと私は思う。だが我々のボートは非常におそくて、領事のボートは非常に早かつたので、彼ら（被告らは後に領事のボートを意味すると説明した）がおそらく待たせない——イギリス代理公使をかみならずも待たせたままにはしないだろうと私は考えた。私は、暴行が当該状況下では非常に当然のことであると考へている。

法廷に対して。船頭が我々を危険にさらしたと私は思う。領事のボートが昇降段に最初についたが、我々は二、三ヤードで着くところであつた。しかし現実にはあなたが最初に昇降段にいた。私は、被告がその船頭に合図したのを見た。我々が危険にさらされているのであれば、英語で話しかけられうる人が領事のボートにいたと私は思う。そのことに手問どるのは誰であらうと自然であるとは私は考へなかつた。

署名 H・T・ヘア

ウィリアム・H・ハリスは正式に宣誓して陳述する。私が領事のボートをはじめて見たときには、ボートの船首は郵便船の正しい側の昇降段に近づいていた。私は、領事のボートを歩いて横切り銀行の船に乗り込んだが、そのときにはそれが領事の船であるとは知らなかつた。土着のボートの船首が昇降段と蒸

料 汽船との間にあつたし、蒸気船の外輪がその時動いていたと私は信ずる。領事のボートは速度を出してもう一方のボートを出し抜いたに違いないが、確かに初めは適切な位置にいた。私は暴行行為を見なかつた。あなたのボートが領事のボートであると私が確認したのは、私がボートを歩いて横切つたあとである。そのときそこ（後の説明でその位置）にいたのが領事のボートであり、他には一艘もいなかったのは確かだと思つてゐる。そのときあなたのボートを歩いて横切り、土着のボートがまちがった側で昇降段の角にとりつき、あなたのボートは正しい側でとりついていたことは確かである。これは暴行のあとであつたに違いない。私がそうしたあとで、誰かが銀行の船に飛び乗つた。

被告による反対尋問。暴行の前には私はあなたの船を見なかつた。残念ながら私が土着のボートを初めて見たときには一人の船頭しかいなかった。私が初めて土着のボートを見たときに外輪がまわつていたかどうかは十分に確信があるわけではない。私の信ずるかぎりでは外輪は動いていた。その時大変な乱闘があつたし、各々の側では大波のためにボートにたどりつくことを切望していた。何艘のボートが居合わせたか私は言えない。自分自身のボートにたどりつくことに没頭していたので私

はまわりを見なかつた。三艘いたのは覚えてゐるが、よくは覚えていないが多分一〇艘はいたかもしれない。

署名 W_m・ハリス

ハイラム・ショウ・ウィルキンソンは再尋問された。我々のボートの船首は、ちょうど昇降段と屋形船との間に行こうとしていた。その時、日本人のボートが、その船首が我々のボートの中央部あるいはその少し前に来るようにやってきた。我々が海岸から蒸気船まで約半分ぐらゐのところに来たときに、私は、蒸気船の外輪が動いているのを見た。我々が前述の位置にいたときには、外輪が動いているのを私は見なかつた。しかしながら、外輪が動いていなかったと確信をもつて言えるほどには私は注意深く見ていたわけではない。少し波があつたけれども、非常に危険であつたとは私は思わない。その時、近くには三艘以上の船を見なかつた。すなわち、屋形船と領事のボートと日本人のボートである。私は、三艘以上はいなかつたと信じてゐる。

被告による反対尋問。出発間際になると、パシフィック・メイル蒸気船に近づくことが常に一定程度危険を伴うと私は考へている。あなたのボートはそういうものではないが、あなたが我々よりも危険であつたとは私は思わない。蒸気船がエンジン

を逆転させていたら、日本人のボートはもっと危なかったであらう。私は、パシフィック・メイルの蒸気船が前後にエンジンを動かす習慣であることを知っている。今日前述の船頭の行動は、万一の場合が想定されるものでは日本人の船に対しては危険を増大させるよりも減少させることを意図していたのである。

署名 H・S・ウィルキンソン

カズンズ氏は陳述する。暴行が行われた時に、私は、それが領事のボートであるとは考えなかった。昇降段に到着する直前に、領事のボートは突然急いで追い越そうとした。船頭の一人が我々のボートをつかみ、アメリカ郵便船の側に押したのである。その時大波があつて危険であると見たので、私は、その船頭に上記の我々のボートをはなすように合図したのである。船頭は気づかなかつたので、私は、彼をたたいてやめさせねばならないと思つた。彼がやめるまで二回たたかねばならなかつたが、彼を傷つけないように十分注意した。ウィルキンソン氏は、その時私が誰の使用人をたたいているのか気付いているかと質問した。それから、彼は、私がもう一度彼から聞かなければならないと言つた。私は、我々の置かれてある位置が危険であると考えたので、我々自身を守るために船頭をたたいたので

ある。領事のボートが最初に暴行を働いたと私は思う。本訴訟は、船頭によって自発的に提起されなかつた。私が暴行を働いたあとまでずつと、ウィルキンソン氏は、私が気づいていたかどうかとは私に尋ねなかつたし、旗を指さしもしなかつた。

署名 A・T・カズンズ

事実認定

当法廷は、上記の不当な暴行について被告が有罪であると判定する。同一の件につき犯罪者を正当に罰するにあたり、当法廷は、昨日の当法廷における被告の故意に侮辱的なふるまいを忘れることができない。それゆえ、当法廷は被告が罰金を選択することを許さないものである。

刑の宣告

それゆえ、私は、被告アーサー・トリスト・カズンズに対し兵庫において四八時間の間拘禁することを宣告する。

署名 エイブル・J・C・ガワー

領事兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(82)

ジョン・ウィリアム・ハート対エドワード・チャールズ・カービー(一)

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月二日月曜日

資 ジョン・ウィリアム・ハート (原告)

対

エドワード・ヘイズリット・ハンター

および E・C・カービー商会 (被告)

初めに答弁の第二項、第三項を削除訂正して、被告エドワード・ヘイズリット・ハンターは、彼の名前が訴状から削除されるように申し出た。

エドワード・ヘイズリット・ハンターは正式に宣誓して陳述した。この部門での支配人として、また現在提出されている委任状を保持しているので、私は、E・C・カービー商会のために、現在提出されている二つの書状の中で具体的に表現されている契約を結んだ。

一八六九年九月一日付のハート氏からハンター氏宛の手紙

(A)

一八六九年九月一日付のハンター氏からハート氏宛の手紙

(B)

一八六八年九月二九日付の委任状 (C)

私は、自分の利益のために契約を結んだわけではない。當時、私は、自分自身の名前を手紙に署名するほどに原告と親密な関係にあった。当時もその前後においても、私が E・C・カービー商会の共同経営者であったことはない。

署名 エドワード・ヘイズリット・ハンター

命令

同意により、前記訴状の問題において原告が前記被告エドワード・ヘイズリット・ハンターに対して有している請求を侵害することなく、被告エドワード・ヘイズリット・ハンターの名前が訴状から削除されるべしと命令する。本命令の費用三ドル五〇セントは前記被告によって支払われるべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

(それゆえ訴訟は以下のような審理となる)

ジョン・ウィリアム・ハート

(原告)

対

E・C・カービー商会として
商売を営むエドワード・チャールズ・カービー (被告)

原告は、彼が利害関係を持って
いると主張する一定の投機につ
いての利益の計算書を被告が引
き渡さねばならないと申し立て
る。

被告は、原告が問題となっている投機に利害関係を持たないと主張する。

原告は本人が出廷し、被告は、代理人エドワード・ヘイズリット・ハンターが出廷した。

原告は以下の書証を提出する。

一八六九年九月一日付のハート氏からハンター氏宛の手紙

(A)

一八六九年九月一日付のハンター氏からハート氏宛の手紙

(B)

一八七〇年二月一九日のJ・W・ハートとボード商会との間

の契約書(C)

一八七〇年二月一九日の明細書(D)

一八七一年二月一日のE・C・カービー商会とW・K・ボード商会との合意文書(E)

一八七一年二月一日の明細書(F)

一八六九年九月六日の合意文書(G)

一八七一年五月二八日の合意文書(H)

ウィリアム・カージー・ボード、兵庫神戸の造船業者は正式

に宣誓して陳述した。私は、あなたのために蒸気船を建造し

た。それは、あなたのために私が建造した蒸気船の製図(J)

であり法廷に提出されている。その製図は、私が建造した二番目の蒸気船と似ている。二番目の蒸気船ということによって、

私は、E・C・カービー商会のために建造したものを意味している。二隻の蒸気船の間の唯一の相違は、二番目の蒸気船の船長が多いということである。二つの契約では、二隻の蒸気船は

同じ長さになる場所であったが、二番目の蒸気船の長さを余分に多くすることは、私とその建造を開始したあとに決定され

た。二番目の蒸気船の契約では、私は、製図を受け取ることに

なっていたが、ハンター氏は製図を私に持ってこなかった。二

番目の蒸気船の建造においては、私は、最初の蒸気船のために

あなたから私に渡されたいくつかの詳細な製図を使用した。最

初の蒸気船のためにあなたに私によって使用された。あなたは、私

に、誰のために二番目の蒸気船が計画されたのか教えてほしい

と言った。私は、言わないように要請されているという理由で

あなたに言うことを拒否した。このことは、私が建造を開始し

たすぐあとのことであった。あなたに教えないようにと私に依

頼したのはハンター氏であった。私は、二番目の蒸気船の船体

の長さを追加する分について支払いを受けた。

被告による反対尋問。私は、あなたの依頼で蒸気船の型を、

料 リード (Read) 氏が線を書き取るために作成した。リード氏は、中央通りの裏の街に住んでいた。彼は、型から線を書き取らうとした。彼は、紙に不正確な線を引いた。私は、そのことにあなたが注意するようにしたので、船の一部を長くする上で線が変更された。船の一部は、機械装置の都合で変更されたのである。二番目の船の機械は、最初の蒸気船とは別種のものであった。二番目の蒸気船の機械装置の製図は、私が型を作った時に届いた。あなたは、私に機械装置の製図を渡した。私は、ドレイク (Drake) 氏によって作製された小蒸気ランチの製図を

あなたから受け取ったことを覚えていた。私は、他のいかなる船体の製図もあなたから受け取った記憶はない。その蒸気ランチの他のいかなる製図もあなたから受け取った覚えはない。二隻の蒸気ランチの間の相違は、竜骨が約一五フィート違うことである。私は、建造のどの段階で長さの追加があったか記憶していない。私が自分自身のために蒸気船を建造している場合には、製図を持っているかどうかは気にしないと私は言った。あなたは、最初の船と同一の船がほしいと私に言った。二番目の蒸気船の線は、長さを多くした以外は最初のものと同じである。私は、狭すぎると考えられ、小麦粉樽のようになる製図をあなたと一緒に見た覚えはない。我々が製図を決めることがで

きないのであれば、他の製図を得るために上海に使いをやる、拡張が決定されたあとにあなたが言ったということ私を思い出せない。

法廷に対して。私は、最初の蒸気船の製図を使っていることを、ハンター氏には知らせなかった。私は、二番目の蒸気船の製図のための代償をハンター氏から一切受け取ってはいない。

署名 W_m・K・ボード

ウィリアム・ウォーバートン、兵庫のブラウン商会の使用人は正式に宣誓し陳述した。私は、この図面を以前見た(証拠J)。私は、この蒸気船にマストと索具と帆を取り付けるためにハンター氏に雇われた。これは最初の蒸気船であった。私はカービー氏に雇われていたが、二番目の蒸気船のマストと索具と帆の設置を監督した。二つの蒸気船のマストと索具と帆とは類似している。私は、最初の蒸気船の帆とマストと索具の詳細な図面を受け取った。図面は作業のために必要であったし役に立った。二番目の蒸気船については、図面と特別な指示とを欠いてマストと帆を製作することは困難であったろう。私は、二番目の蒸気船用の帆を作っていた当事者に教えた。私は、彼らに最初の蒸気船の寸法を示した。私は、二番目の蒸気船の帆と索具とマストを製作するために最初の蒸気船の製図を使用した。

私が気がついていないかぎりでは、ハンター氏は、私が図面を使

っていることを知らなかったのである。ハンター氏は、私に二

番目の船の索具の世話をするようにいった。彼は、最初の船と

同じように二番目の船に索具を装備するように言った。私は、

両方の船が浮かんでいるのを見た。船体は同じように見えた。

二隻の船は同一の索具でもあった。二番目の船の場合、ハリケ

ーン甲板は右の船尾に came。ハンター氏は、事態をあなたには

秘密にしておくようにとは私に一切指示しなかった。

被告による反対尋問。私は、ハート氏が最初の船の帆と索具

の図面を作成したと考えていた。私の知る限り、あなたは、私

が二番目の船に索具を装備するために最初の蒸気船の図面を使

用していたことに気がついていなかった。私は船長である。そ

のようなものとして、私は、図面によってどのような船にも索

具を装備することができる。私は、別の図面からでもそうする

ことができるし、また私自身図面を引くことができる。

原告による反対尋問。私が最後に図面を見たのは、ボード商

会の店であった。

法廷に対して。最初の蒸気船については、私は、格別の支払

いを受けた。二番目の船については、特別なものは一切受け取

っていない。というのは、私は、月給制でカービー商会に雇わ

れていたからである。

署名 W・ウォーバートン

審問は、一八七二年九月三日火曜日まで延期された。

一八七二年九月三日火曜日

審問が再開され、両当事者は前日の通り出廷している。

原告のための陳述は終了した。

エドワード・ヘイズリット・ハンターは正式に宣誓して陳述

した。私は、一八七一年九月一日付の原告と被告の間の仲裁

証書(証拠K)と、さらに一八七一年一月九日付の仲裁人の

裁定(証拠L)とを提出する。

(これらの文書が認められ、仲裁合意が裁判所命令とされた

ことについてもまた認められた。)

九月一八日付の原告からの同じ日付の手紙に対する返答の手

紙は、E・C・カービー商会の代理として私が署名したもので

ある。原告が利益を要求している二番目の蒸気船——タマヨシ

丸と命名された——は、原告によって管理も監督も決してされ

なかった。彼は、船体あるいは機械装置の図面を一枚も書かな

かったし、蒸気船の建造に関して一切相談を受けなかった。蒸

気船の建造のために、彼は、金銭面の工夫では一切貢献しな

かった。カービー商会が蒸気船を建造することを決定した後、

料 最初になされたことは、計画されたボートのモデルを作らせる

ことであった。このことは、紙面でリード氏によって引き受け

られ、イギリスに送付された。イギリスからボート建造用の図

資 面を受け取るまで、蒸気船の建造は開始されなかった。一八七

〇年九月一三日に、図面がイギリスに転送されたので、一八七

一年二月頃まで船の建造は開始されなかった。このボートの建

造中、私は、最初の蒸気船の建造中に使用された図面に頼るこ

とも、それを使用することもなかったし、私の承知の上で使用

されたわけでもない。二番目のボートは、竜骨が最初のものよ

り一六フィート長かった。ボートのエンジンは、最初のものよ

り少なくとも二倍の馬力であった。エンジンは構造上異なっ

ていたし、あらゆる点でもっと大きく、もっと力強かった。ボー

トと細部もまた異なっていた。誰のためにボートを建造してい

るかについて、私は、誰にも秘密にしると言ったことはない。

私が建造者に依頼したことは、原告あるいは日本人の誰にも、

カービー商会のためにボートを建造しているというのを教え

るなどということであった。これは、商売上通例のことである。

我々は、ボード商会に蒸気船建造のための図面を与えた。私

は、以下の手紙を提出する。

一八七一年一月二日付のハート氏よりカービー商会宛

(M)

一八七二年四月二〇日付のハート氏よりハンター氏宛(N)

同右同封物(Mのコピープレスによる写し)(O)

一八七二年五月六日付のハンター氏よりハート氏宛(P)

原告による反対尋問。私は、船舶建造の訓練を受けたことが

ない。私が建造に関係した最初の蒸気船は、最初の蒸気船とし

て証言で言及されている蒸気船、舞鶴であった。二番目の蒸気

船に従事したのは、最初のものから約一年後のことであった。

舞鶴にかかわる以前に、私は、船舶建造の実験的体験がなかつ

た。私は、二番目の蒸気船の設計明細書を自分で書いた。船長

が違ふことによつて、二艘の蒸気船の設計明細書には相違があ

る。このことは、そうするようにイギリスの我々の技師によつ

て忠告されたのである。私は、必要とされる長さや速度を示し

て二番目の蒸気船のエンジンを発注し、エンジンとボイラーの

型を選択することを本国の代理人に託したのである。私は、一

八七〇年九月一日にエンジンを注文した。私は、二番目の蒸気

船の設計明細書を作成するためにあなたの設計明細書は決して

使用しなかった。私は、ボード商会から受け取った設計明細書

を使用した。提出されている設計明細書(証拠D)は、私が写

し取ったものではない。その設計明細書は、私が使用した写し

であったかもしれないが。これは私が使用したものである。

Dの写し(Q)

二番目の蒸気船の契約を作成に際し、私が現在提出されている契約の写し

Eの写し(R)

を使用したことを私は認める。その写しの下欄に原告の名前があるとはいえ、私は、それが原告の所有物であるとは考えなかった。どれくらい以前に、被告とボード商会との間の契約が署名されたか私は思い出せない。私はその件についてボードに話しかけた。ボードが仕事を開始した時に、私は、日本人の船主の名前を彼に言ったが、あなたには言うなと言ったのである。

私は、ある日本人のための蒸気船の建造を開始した。契約(証拠H)が五月の日付となっている理由は、それが当該日本人の要請によって変更されたということである。二番目の蒸気船の日本人の購入者との契約(証拠G)を作成に際し、最初の蒸気船の日本人の購入者との契約(証拠H)を使用した覚えは私にはないが、そうすることは可能なことである。二番目の蒸気船の契約において、私は、最初の蒸気船の写真設計図あるいはスケッチをその日本人には決して渡さなかった。二番目の蒸気船についての日本人との契約において言及されている船室の設計図

は全く作成されなかった。当該日本人が希望する通り配置することができるよう手配された。二番目の蒸気船の日本人購入者は、最初の蒸気船を見たに違いない。被告が雇っている者の中で、彼に船を見たものは一切なかったことを私は知っている。日本人は、建造に際し最初の蒸気船の大きさと型の蒸気船を求めた。申し合わせは、二番目の船が最初の蒸気船とほぼ同じものになるということであった。当該日本人と私とが、どのような変更が賢明であるかということについて合意すべきであるということが了解されていた。最初の船は、二番目の船の契約が締結された時には完成していなかった。竜骨が据えられたあとで、船長を変えることが計画されたのである。私がリード氏を雇った時に、彼はあなたを解雇したのである。最初の蒸気船の建造が開始された後に、私は、機械の書類についてあなたに問い合わせたと信じている。その他の点についてもあなたに問い合わせたであろう。私は、これらの口頭による相談についてカービー商会に一切請求書を提出しなかった。口頭の相談から商売は生じなかった。私は取引を期待していた。それから私は、九月一〇日の手紙に書かれてある取り決めによってあなたに助言を求めた。まず、最初の蒸気船の速度が、さらに機械装備が不十分であることがわかったので、今では、同じよ

料 うにあなたに自由に相談できるとは私は考えていない。そのことを私が発見してからは、私は、どのようなこともあなたとは相談しなかった。私は、一八七一年一月二日のあなたの手紙（証拠M）を受け取った。私は、返事が要求されているとは考えなかったので、その手紙の返事を書かなかった。四月二〇日のあなたの手紙（N）に対する返事として私が書いた五月六日の手紙（P）で、私は、私の意図を説明した。私がボード商会から借用した契約と設計細書との写しはボード商会の所有物であると私は考えていた。一八七一年五月二日付の現在提出されている手紙（S）が書かれた時には、蒸気船は引き渡されてはいなかった。現在提出されている一八七〇年一〇月八日の私の覚え書きは、私があるから受け取った図面に言及している。それらの図面のうちのひとつは、何も生ずることがなかった川蒸気船の図面であった。私は、一八六九年九月一〇日の手紙の日付より後に、それを受け取った。

署名 エドワード・ヘイズリット・ハンター

ウィリアム・クックソン・ブラックバーン、吉祥丸の機関士
は、正式に宣誓して陳述した。ある程度、私は、舞鶴にエンジンを搬入することを手伝った。私が仕事についた時には、ボートは建造中であった。私は、船尾チューブの設置の作業の初め

に手伝ったが、それらが完成する前に別の作業に行くように求められた。ボートが進水してから、私はボートに戻った。私は、玉吉丸にエンジンとボイラーとを設置した。一八七一年八月七日から、エンジンとボイラーとが設置されつつあった間中、私はその仕事に携わっていた。（私がエンジンの試運転をした時に）最初の蒸気船の作業を停止してから、二番目の蒸気船の作業を開始するまで、約四カ月間あった。三カ月半であったに違いない。ボイラーとエンジンとが違っていた。速度の違いは、二番目の蒸気船の方が二ノット速かった。二番目の蒸気船にエンジンを設置した時に、私は、本国から図面を供給された。約二カ月前に、私は、図面をボードの家で見た。二枚の複写があったが、ひとつは船の船尾チューブと輪郭との複写であり、もうひとつは異なる正面図を持った船尾チューブと輪郭の複写であった。

原告による反対尋問。私が最初のボートに機械装備を設置することに携わっていた時に、私はウィグナル氏に雇われていたのであって、彼の指図に従って動いていた。正面図の図面は船の正面図を示し、エンジンは船にどのように設置されるかを示していた。私が言及する図面は、エンジンとボイラーとを設置することに使用されているのを私がよく見てきたものと

同一の等級の複写であった。

署名 W^m・C・ブラックバーン

エドワード・ヘイズリット・ハンターが再喚問され、法廷に對して陳述した。以下の手紙はすべて最初の蒸気船に関連するものである。

一八七一年三月二一日付のハンター氏よりハート氏宛 (U)

一八七一年三月二一日付のハート氏よりハンター氏宛 (W)

一八七一年四月一四日付のハンター氏よりハート氏宛 (X)

エンジンの図面がカービー商会宛に発送されたので、私は、ハート氏に最初の蒸気船のエンジンの図面を求めたのである。

それらの図面は、エンジンを建造した技師から送付されてきた。図面は、カービー商会の代理人を通じて送付されたのである。エンジンは、ハート氏が与えた指示にもとづき、カービー商会によって発注された。私は、設計図がカービー商会の所有物であると考えた。一八七一年九月一五日の仲裁合意においては、二番目の蒸気船の問題は、仲裁人には持ち出されなかった。私は、設計図を転送した手紙を提出する。

一八七〇年十一月二五日付のジョンソン氏からハンター氏宛

(Y)

私は、他の設計図を受け取ったが、それらを転送した手紙を

手にすることはできない。私は三枚の設計図を受け取ったが、そのうちの一枚は、他の者の修正図面であった。

署名 エドワード・ヘイズリット・ハンター

J・W・ハートは法廷に對して陳述した。エンジンを設置するために技師によって使用された設計図は、船の建造のために造船業者によって使用された設計図とは全く異なるものである。

署名 J・W・ハート

判決のため、法廷は、一八七二年九月四日水曜日午後二時までに延期された。

一八七二年九月四日水曜日に、当事者双方が従来通り出廷し、以下のように判決が朗読された。

判 決

本件訴訟において、原告は、原告と被告との間で締結され、原告と被告とが共同で携わる蒸気船およびその他の機械の仕事については、原告と被告とが平等に損失と利益を分けあうべきであることと、原告が図面を供給すべきであるが、これについては仕事が成立しない場合には原告は報酬を受け取らないが、成立した場合には仕事の経費の五割の報酬を受け取ることになることが合意された一八六九年九月一〇日付の二通の手紙に

料 よつて証明される、契約の範囲内で生じる。被告によつて建

造・売却された蒸気船の建造と売却とに伴う利益に利害関係がある主張する。被告は、第一に、問題が仲裁への付託と仲裁裁定とによつて解決済みであり、第二に、原告が本訴訟の訴訟物に利害関係を一切もたないと答弁した。

今や、仲裁の答弁と裁判とに關しては、本訴訟の訴訟物が付託あるいは裁定のいずれの時点においても争われなかつたし、仲裁人に付託されなかつたことは明らかである。この抗弁においては、被告は失敗した。

原告が請求する利益を原告が受け取る権利を与えられているかどうかという問題については、当事者双方の間で締結された共同経営の性質を考察しなければならない。両当事者が共同して關係した利益の分配に關する条件は、二通の手紙に明記されている。その他の点では、共同経営の性質は、両当事者の關係から推測されねばならない。言及された二通の手紙が書かれた時に、原告と被告とが、蒸気船を建造し、手紙で明記された方法で利益を分配することに合意したことは明らかである。蒸気船は、日本人の購入者と締結した契約を遂行して、被告による注文によつて建造された。原告が図面を提供した。蒸気船は、その図面に従つて建造され、最後に、日本人購入者に引き渡さ

328

れ——一八七一年五月頃であつたと思われる——、原告と被告との間の勘定は、最終的に契約に従つて調整されたと思われる。さらに、被告がその後取引のために異なる種類の図面を原告に申し込んだが、交渉の結果取引が成立しなかつたので、原告が図面の報酬を受け取らず、その理由は、このことが契約に合致してゐたことであるといふことは明らかである。問題の蒸気船に關しては、最初の蒸気船が建造中に被告——陳述にあるように最初の蒸気船の日本人購入者と契約した当事者である——は、最初の蒸気船と同じ種類の、同じ寸法のもう一艘の蒸気船を建造することを希望するもう一人の日本人に申し込まれたのである。被告はそのような蒸気船を建造することに同意した。彼が同意した日付の直接的な証拠はないが、彼がとつた行動から一八七〇年九月頃であつたように思われる。提出された合意の覚え書は一八七一年五月二八日の日付であるが、被告は、理由として、購入者の要請により日付がその後変更されたことをあげた。しかしながら、その覚え書で明記された寸法は、最初の蒸気船の契約で明記された寸法とあらゆる点で一致している。それから、一八七一年二月一日の日付のある造船業者との契約が成立する。明らかに、これは、最初の蒸気船と同一の造船業者と原告が締結した契約から複写されたものであ

る。添付された設計明細書もまた、最初の蒸気船のために専門家として原告により作成された設計明細書から複写されたのである。造船業者は、最初の蒸気船のための原告の図面から作成されたすべての型を二番目の蒸気船の建造のために使用したと陳述している。二番目の蒸気船を艦装した人物は、最初の蒸気船の艦装用に原告によって与えられた詳細な設計図を艦装のために彼もまた使用したと陳述している。このことにもかかわらず、被告は、蒸気船建造のために原告が技能上あるいは作業上一切貢献しなかったと主張する。設計明細書については、被告は、原告の設計明細書の原本からではなくて、造船業者の所有物であった、その使用が被告をして原告に対するなんらかの債務を負わしめないと被告が主張する造船業者提供の写しから複写したものであると主張している。その写しは提出されており、完全な写しであると思われ、原告の名前がある。さらに、それを使用するにあたって、被告は、その写しが最初の蒸気船の建造のために原告が供給したものの写しであるということを知っていたのである。今や、建造者が一定の目的のために彼に供給された設計図と設計明細書とにおいて取得する財産がどのようなものであるうとも、共同経営の目的のために、パートナーとして原告が供給したことを被告が承知している設計明細書

を使用し、被告が設計明細書を適用した目的にとって、被告が原告から技能あるいは労働上の寄与を一切受けていないと主張することは、浅薄な逃げ口上によって被告がなすべきことではない。被告の代理人は、最初の蒸気船の図面が彼の知っている限り、あるいは彼の認可によっては使用されなかったと陳述している。しかし、設計明細書についての彼の陳述と結びつけてこの陳述を解すると、私は、それらが暗黙の了解のもとに使用されたとは私は信ずる。被告は、建造者がそれらの設計明細書を使用することを知っており、またそうするように意図していたと私は信じている。被告は船舶建造の目的のためには他の設計図は一切供給しなかった。というのは、被告は造船業者に設計図を与えたと陳述するけれども、エンジン組み立て工の証言と設計図が与えられた状況とから、私は、その設計図が造船業者の目的には不適切であって、エンジンとボイラーとを設置する目的のためにも使用されたと私は確信しているからである。全くこのことが生じた時には、言及されている契約がなお効力を有していたと私は認定し、それゆえ、原告には本訴訟の訴訟物に共同の利害関係を有する権利があると私は考えるものである。

それゆえ、上述の投機の利益が評価されるべきであり、この

料 目的のために当事者全員が本月七日土曜日午前一〇時に当法廷に出廷すべしと命令する。

資 仕事の費用——エンジンの費用を除く——の五パーセントが利益から控除され、被告により原告に支払われるべしと命令する。
332

残存している利益の残額の半分が被告により原告に対して支払われるべしと命令する。

確定される訴訟費用は被告が支払うべしと命令する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼

判事

兵庫大阪英国領事館の印

(後記) 本稿は、一九八九年度大阪経済法科大学研究補

助金助成による研究成果の一部である。